

草加市障がい者活躍推進計画(第2期)概要版

改訂趣旨

- ・障害者雇用促進法に基づき、令和2年度に「草加市障がい者活躍推進計画」を作成
- ・計画年度満了(令和6年度)に伴い、厚労省の「障害者活躍推進計画作成指針」に即し、取組内容の見直しを行い、法定雇用率以上(2.8%、R8.7.1から3%)を目指すとともに、引き続きすべての職員が働きやすい職場づくりをすすめる。

現状

- 【現状／現行計画の成果】
- ・法定雇用率(2.8%)の未達成
 - ・チャレンジ雇用の拡大により、R2年度に比べ0.83ポイント(20人増)上昇し、2.5%(令和6年度)



- 【課題】
- ・法定雇用率以上(2.8%)の未達成
 - ・障がい者雇用の一層の拡大

(雇用率)

| 年度 | 雇用率 | 法定雇用率 |
|------|-------|-------|
| R2年度 | 1.67% | 2.5% |
| R3年度 | 1.60% | 2.6% |
| R4年度 | 1.72% | 2.6% |
| R5年度 | 2.1% | 2.6% |
| R6年度 | 2.5% | 2.8% |

計画期間・目標

- 【計画期間】
5年間
(令和7年度～令和11年度)

計画の作成方法

「障害者活躍推進計画作成指針」に即し、埼玉労働局、障害者就労支援センター、就労移行支援事業所及び障がいのある職員の幅広い意見を反映し、作成

【目標】

| 障がい者雇用率 | 採用1年後の定着率 | 職務の満足度【新設】 | ワークエンゲージメント【新設】 (仕事への積極的関与の状態) | キャリア形成 |
|------------|-----------|------------|-----------------------------------|----------------|
| 法定雇用率以上の達成 | 定着率100% | 満足度80% | 前年度を上回る | 障がい者が担当する職域の拡大 |

主な取組内容

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 推進体制の整備 | 関係機関(労働局、ハローワーク、就労支援センター、就労支援機関等)との連携体制の構築 相談先の確保、研修の実施 |
| 職務の選定・創出 | 障がい者一人ひとりの特性・能力等を把握し、業務の適切なマッチング |
| 環境整備・人事管理 | 施設整備や就労支援機器の導入、多様で柔軟な働き方の推進 |

任命権者

草加市長、草加市議会議長、草加市教育委員会、草加市代表監査委員